

青森県報

第三千百三十六号

平成二十一年
九月十四日
(月曜日)

目次

告 示

- 消費者安全法による消費生活センターの設置……………(県民生活課) ……一
- クリーニング師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
- 臨時の職業訓練の施行……………(開 発 課) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……三
- 公 告
- 公有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三
- 砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域) ……五
- 出先機関
- 土地改良事業の工事了り……………(中 南 地 域) ……五

告

示

青森県告示第六百四号

消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第十条第一項の規定により消費生活セ

ンターを設置したので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	日	時間
青森県消費生活センター	青森市中央三丁目二〇の三	月曜日から金曜日まで(青森県の休日に関する条例(平成元年三月三十一日)第一号)に規定する日を除く。	午前九時から午後六時まで
	弘前市大字蔵主町四	日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(十二月二十八日)から翌年の一月三日までの日を除く。	午前九時から午後五時まで
	八戸市大字尻内町字鴨田七	月曜日から金曜日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後五時まで
	むつ市中央一丁目一の八	月曜日から金曜日まで(県の休日を除く。)	午前九時から午後五時まで

青森県告示第六百五号

平成二十一年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十一年十一月十四日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

二 受験願書受付期間

平成二十一年十月一日(木) から同月十五日(木) まで。ただし、郵送による場合は同月十五日(木) までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第六百六号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等技術専門学校 青森県立弘前高等技術専門学校	職業訓練の種類・課程	普通職業訓練課程・短期課程	対象者	公共職業安定所に求職申込みを行う者で、公共職業安定所長は受講推薦を受けた者	訓練科	介護福祉科 訪問介護員養成科 ビジネススキル養成科 OA総務事務科	訓練期間	二月 二月 三月 三月	定数	二〇人 二〇人 二〇人 二〇人
----------------------	----------------------------------	------------	---------------	-----	---------------------------------------	-----	--	------	----------------------	----	--------------------------

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等技術専門学校 青森県立弘前高等技術専門学校 青森県立八戸工業学院	職業訓練の種類・課程	介護福祉士養成科	対象者	公共職業安定所に求職申込みを行う者で、公共職業安定所長は受講推薦を受けた者	訓練科	介護福祉士養成科	訓練期間	二年	定数	六〇人
----------------------	--	------------	----------	-----	---------------------------------------	-----	----------	------	----	----	-----

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	青森県立青森高等技術専門学校 青森県立八戸工業学院	職業訓練の種類・課程	普通職業訓練課程・短期課程	対象者	公共職業安定所に求職申込みを行う者で、公共職業安定所長は受講推薦を受けた者	訓練科	医療事務科 ネットビジネス基礎科 OA経理ビジネス科 CADオペレーター科	訓練期間	三月 三月 三月 三月	定数	(変更前)一五人 (変更後)二〇人 (変更前)一五人 (変更後)二〇人 (変更前)一〇人 (変更後)一〇人 (変更前)一〇人 (変更後)一〇人
----------------------	------------------------------	------------	---------------	-----	---------------------------------------	-----	--	------	----------------------	----	--

青森県告示第六百七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の 称	届 出 事 項	発起人の住所及び氏名	期 間	場 所
			指定漁船調書の縦覧	
後 潟		青森市大字後潟字大原二五番地 工 藤 利 行 青森市大字後潟字平野二番地九 神 山 義 照 青森市大字後潟字大原五一七番地一 七 坂 本 利 光	平成二十一年 九月十四日か ら同月二十八 日まで	後潟漁業協 同組合

青森県告示第六百八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、昭和五十六年三月十七日青森県告示第二百三十一号（急傾
斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定によ
り公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備
部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第十五号を次のとおり改める。

十五 新坂急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び
標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ
線は直線とする。
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番
------	---------	-------	-----	-----

六	五	四	三	二	一
〃	〃	〃	〃	〃	西津軽郡深浦町
〃	〃	〃	〃	〃	深浦
〃	〃	〃	〃	〃	苗代沢
〃	〃	〃	〃	〃	岡町
〃	〃	〃	〃	〃	浜町
〃	〃	〃	〃	〃	猿神鼻岩下
一〇の一	一五一	一五四の一	三二六の六	一〇の一	一の一

青森県告示第六百九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一
部を次のように改正する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

平内町漁業協同組合土屋支所	東津軽郡平内町大字土屋	を削る。
---------------	-------------	------

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十
二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所在地	地目	地積(平方メートル)
青森市幸畑二丁目二六二の三二一	宅地	五、五九一・九二
黒石市西ヶ丘二七二の一	田	四、三六二
八戸市多賀台四丁目二の五	宅地	九、七八五・七三
八戸市白銀台二丁目六の四	宅地	四、一五〇・六九
三沢市千代田町四丁目一四〇の三六九	宅地	七、七七二・三〇
名古屋市長島一丁目一五〇七	宅地	三二五・二〇

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
 黒石市の物件については、農業を営む者のうち既に十アール以上の農地を所有又は賃借し、かつ、農業を営んでいる者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地
 四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目一の一 青森県総務部財産管理課

東京都千代田区丸の内一の一の一 東急リパブル株式会社ソリューション事業

本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部財産管理課

2 入札日時
 入札案内書による

3 開札場所及び日時
 入札案内書による

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 黒石市の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法第三条第一項の許可が得られることを停止条件とする。

砂利採取業務主任者試験の施行

平成二十一年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号)第八条の規定により公告する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十一年十一月十三日(金) 午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室「八甲田」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

- 1 砂利の採取に関する法令
- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成二十一年十月五日（月）から同月二十三日（金）まで（郵送の場合は同月二十三日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目の一
青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書用の紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）
受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社島津コーポレーション
- 二 代表者の氏名 島津 邦一

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字稔町一の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第二〇〇三九二号
- 五 取消年月日 平成二十一年八月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
ほ装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年八月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年九月十四日

中南地域県民局長 佐 藤 修

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
水 木	ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）	平成元・一・二五
増 館	〃	一〇・三・二四
第2鬼楢	〃	一〇・六・一八
長 前	一般農道整備事業	一〇・三・一六
毛 内	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一〇・一〇・一七
五 所	農村活性化住環境整備事業	一〇・六・二三

樽木	嘉瀬沢	金屋	福館放	津刈	2 弘前北部第
〃	〃	ため池等整備事業	かんがい排水事業	災害復旧事業	農村総合整備事業（用排水施設整備）（農道整備）
三・三・二五	一九・三・二九	九・八・二〇	三・三・三三	八・三・八	一八・二・六

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭